

「POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」開催要領

1. 目的

平成 16 年 5 月に発効（我が国は平成 14 年 8 月に締結）した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs 条約」という。）の規制対象物質（以下「POPs」という。）は、現在までに計 26 物質が指定されている。

POPs 条約では、POPs を含有する廃棄物（以下「POPs 廃棄物」という。）について、環境上適正な方法で処理すること、原則として POPs の特性を示さなくなるように分解すること等が求められている。

これまで、POPs のうちポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類については特別措置法を制定して、埋設農薬やペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）類については技術的留意事項を取りまとめ、その他についても適正処理を推進してきたところである。また、近年には新たな物質が POPs 条約の規制対象物質に追加されてきている。こうした状況を踏まえ、POPs 廃棄物の一層の適正処理の推進に向けて検討が必要である。

今般、国内における POPs 廃棄物処理の制度的なあり方について検討することを目的として、「POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）委員構成は別紙のとおり。
- （2）POPs 廃棄物処理の関係省庁その他の者のうち、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- （1）検討委員会と会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、検討委員会の座長（以下「座長」という。）は、検討委員会及び会議資料を非公開とすることができる。
- （2）座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課することができる。
- （3）委員の委任を受けた者については代理出席を認める。
- （4）議事要旨の作成に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。議事要旨は、委員に配付するものとする。公開した会議の議事要旨は、公開するものとする。

- (5) 上記のほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。

4. 事務局等

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室を事務局とする。

5. 検討スケジュール

平成 28 年中に基本的方向性を取りまとめることを目指し、同年内に検討委員会を数回程度開催する。また、平成 29 年夏頃に報告書を取りまとめることを目指し、平成 29 年以降も検討委員会を開催する。

POPs 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等一覧

【委員】（敬称略、五十音順）

座長	酒井 伸一	京都大学 環境安全保健機構附属環境科学センター センター長
委員	大塚 直	早稲田大学 法務研究科 教授
	小川 久美子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 病理部 病理部長
	小口 正弘	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室 主任研究員
	長田 容	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 技術部長
	梶原 夏子	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 基盤技術・物質管理研究室 主任研究員
	川村 之聡	秋田県生活環境部環境整備課 課長
	中杉 修身	元上智大学教授
	野馬 幸生	元福岡女子大学 教授
	森谷 賢	公益社団法人全国産業廃棄物連合会 専務理事

【オブザーバー】

総務省 消防庁 予防課

農林水産省 消費・安全局 農薬対策室

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

国土交通省 航空局 交通管制部 交通管制企画課 航空灯火・電気技術室